

「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

昇降器具...労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であって、作業箇所の上にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
身体保持器具...労働者の身体を保持するための器具

ロープ高所作業における危険の防止のための規定

- 1 ライフラインの設置 安衛則第539条の2
- 2 メインロープ等の強度等 安衛則第539条の3
- 3 調査及び記録 安衛則第539条の4
- 4 作業計画 安衛則第539条の5
- 5 作業指揮者 安衛則第539条の6
- 6 安全帯・保護帽 安衛則第539条の7・安衛則第539条の8
- 7 作業開始前点検 安衛則第539条の9

特別教育を必要とする業務の追加

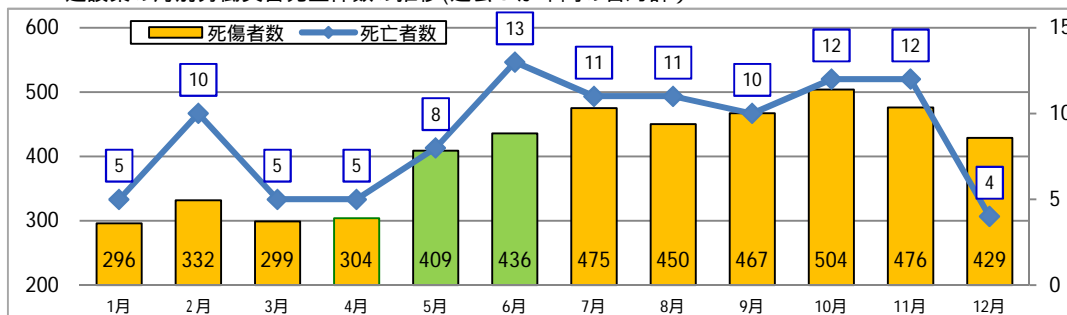
特別教育 安衛則第36条・第39条・安全衛生特別教育規程第23条

教育科目		内容	時間
学科教育	1 ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1時間
	2 メインロープ等に関する知識	・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の点検と整備の方法	1時間
	3 労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯、保護帽の使用方法和保守点検の方法	1時間
	4 法令関係	法、令、安衛則内の関係条項	1時間
実技教育	1 ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害防止のための措置 安全帯と保護帽の取扱い	・ロープ高所作業の方法 ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯と保護帽の取扱い	2時間
	2 メインロープ等の点検	メインロープ等の点検と整備の方法	1時間

(H28.5)

5月・6月は労働災害が増加傾向に 着工期における重篤災害の撲滅を - 工事「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期 -

建設業の月別労働災害発件数の推移(過去5か年間の各月計)



「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期。元方事業者による統括安全衛生管理の徹底を。

- 1 経営トップが安全衛生方針を表明し、自ら安全衛生パトロールを実施しましょう。
- 2 工法の選定や施工計画及び作業計画の作成(変更)に当たっては、リスクアセスメントを実施しましょう。その結果に基づいたリスク低減措置を講じましょう。
- 3 新規入場者教育、送り出し教育や職長教育、雇入れ時教育、交通安全教育を確実に行いましょう。
- 4 全員参加による設備・作業行動の総点検を実施しましょう。
機械、設備等の不安全状態の特定と改善
「ヒヤリ・ハット」活動・「危険予知」活動を通じた安全意識の高揚
作業場所巡視等による不安全行動の点検と改善

建設工事で着工期に発生した死亡災害事例

発生日	業種	発注者	災害事例
4月	その他	公共	ランマーを使用して作業中、 乗用車に激突され 停車していたダンプとの間に挟まれたもの。
5月	土木	公共	深さ1.7mの掘削溝内に入り、土止め支保工設置作業中、 地山が崩壊 し生き埋めとなったもの。
5月	土木	民間	法肩で移動式クレーンに資材を玉掛作業中、資材と共に 傾斜地を滑落 したもの。
6月	土木	公共	橋梁の補修作業中、 点検口から墜落 し被災したもの。

～安全帯はハーネス型を使用しましょう～

STOP！労働災害

建設工事着工期における重篤災害の撲滅を
- 「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期 -

- **新規入場者教育等**を実施していますか。
- 建設機械や移動式クレーンの**作業計画**をリスク管理に基づき、**作成（変更）**していますか。
- 足場、はしご等からの**墜落・転落災害防止措置**は出来ていますか。
- **交通ヒヤリマップ**を作成していますか。

